

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

減価償却制度の改正

Q : 来年の税制改正で、減価償却制度が改正になるそうですが、どのようになるのですか？

A : 次のようになります。

【解説】

来年の改正で、減価償却制度の償却可能限度額及び残存価額の廃止につき、次のようになります。

- ① 平成19年4月1日以後に取得をする減価償却資産については、償却可能限度額及び残存価額を廃止し、耐用年数経過時点で1円(備忘価額)まで償却できることとなります。この場合の定率法の償却率は、定額法の償却率を2.5倍した数とし、定率法により計算した減価償却費が一定の金額を下回ることとなったときに、償却方法を定率法から定額法に切り替えて減価償却費を計算することとされ、これにより、定率法を採用している場合でも耐用年数経過時点で1円まで償却できることとなります。なお、この場合の一定の金額とは、耐用年数から経過年数を控除した期間内に、その時の帳簿価額を均等償却すると仮定して計算した金額とされます。
- ② 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産は、償却可能限度額まで償却した事業年度の翌事業年度以後5年間で1円(備忘価額)まで均等償却することができるようになります。

